

赤ちゃんが生まれたら



出生届

赤ちゃんが生まれたら出生届をだしましょう。

【期限】

生まれた日を含む14日以内

※国外で出生した場合は生まれてから3カ月以内

【届出先】

●父または母の所在地（住所地等）または本籍地 ●子の出生地の戸籍届出窓口

【手続きに必要なもの】

●出生届用紙（※用紙右半分に医師または助産師の証明を受けたもの）
●印鑑
●母子健康手帳

【届出人】

父または母

※父母が婚姻していない場合は母

問い合わせ先

市民課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-4110

出産育児一時金

健康保険の被保険者、または被扶養者が出産すると支給されます。1児につき、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は42万円、それ以外の場合は40万4千円支給されます。

なお、退職などにより健康保険の資格を喪失した後の出産において、従前加入していた健康保険から支給を受けることができる場合があります。

※詳しくは問い合わせてください。

（社会保険加入者は職場の人事担当者に問い合わせてください。）

問い合わせ先

国保ねんきん課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-4113

健康保険証の手続き

国民健康保険は市役所で、社会保険は職場で加入の手続きをしてください。

【期限】

出生から14日以内

【手続きに必要なもの】

●母子健康手帳 ●保険証 ●印鑑

問い合わせ先

国保ねんきん課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-4113

こども医療

お子さんが入院や通院されたときの医療費を助成する制度です。

【対象者】

小学校3年生まで

（平成27年4月診療分から対象年齢を9歳から12歳に引き上げ）

【所得制限】

なし

【自己負担額】

なし

【手続きに必要なもの】

- ・子どもの健康保険証
 - ・受給者（児童手当の受給者と同じ）名義の預金通帳かカードの写し
- ※1月2日以降に転入の場合は、前住所地での所得証明書



問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

未熟児養育医療

未熟児（出生体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱）で、医師が入院養育を必要と認める乳幼児に対し、必要な医療の給付を行います。（先天性疾患に起因するものを除きます）指定養育医療機関での入院であれば、入院中の医療費を、こども医療と合せて給付します。必要な書類などは問い合わせてください。

〔申請先〕

こども未来課 TEL：0965-33-8721
各支所市民福祉課（鏡支所は健康福祉課）

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721

児童手当

次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校終了までの児童を養育している人に支給するものです。

〔対象者〕

原則日本国内に居住しており、中学校終了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人

〔支給月額〕

- 3歳未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・15,000円
- 3歳～小学校修了前（第1子、第2子）・・・・・・・・・・10,000円
- 3歳～小学校修了前（第3子以降）・・・・・・・・・・15,000円
- 中学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円
- 所得制限以上（年齢に関係なく）・・・・・・・・・・5,000円

〔所得制限限度額〕

扶養の人数により異なりますので問合せてください。

- 出生や転入時は申請が必要です。申請した日の属する月の翌月分から手当が支給されます。

※ただし、出生の場合は、出生の翌日から数えて15日以内、転入の場合は、転出する市区町村からの転出予定日の翌日から15日以内に申請した場合は、その事由の属する月の翌月分から支給対象です。

- 公務員は、勤務先で手続きしてください。

- 単身赴任などで、生計の中心者とこどもが別居している場合は、生計の中心者が居住する市町村で手続きすることになります。

〔手続きに必要なもの〕

- 健康保険証（請求者のもの）
- 請求者名義の振込先口座がわかるもの（通帳またはカード等の写し）
- 転入の場合は児童手当用所得証明書
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

〔支給の時期〕

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの4月分が支給されます。
15日に支払予定ですが支払日が金融機関の休業日の場合は、その前の営業日となります。

※毎年6月に現況届の提出が必要です。提出がないと、6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

問い合わせ先

こども未来課（八代市役所1階）

TEL：0965-33-8721